

令和 8 年度杵築市障がい者優先調達推進方針

1 目 的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、市の事務・事業の実施に伴い行う、物品及び役務（以下「物品等」という。）について、障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

この方針は、杵築市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市における調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設とする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所・施設等

- ・就労移行支援事業所

障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。

- ・就労継続支援事業所（A 型・B 型）

障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。

- ・生活介護事業所

障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。

- ・障がい者支援施設

障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

- ・地域活動支援センター

障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。

- ・小規模作業所

障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。

（２）障がい者を多数雇用している企業等

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の特例子会社
障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
- ・重度障がい者多数雇用事業所（以下の条件を全て満たす事業所）
重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
 - ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

（3）在宅就業障がい者等

- ・在宅就業障がい者
自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
- ・在宅就業支援団体
在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

3 調達する物品等及びその目標

本市が障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする）

- | | |
|---------------------|---------|
| ・物品（食品類、日用品、花苗、農産物） | 101千円 |
| ・役務（軽作業、草刈、清掃作業） | 3,298千円 |

4 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後に遅延なく実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

5 その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。

6 方針に関する窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉事務所障がい福祉係とする。